平成２７年（フ）第３０８号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目203―25、住民票上の住所沖縄県豊見城市字翁長844番地
債務者　外間　　昭
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川徹也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２０号
宮城県登米市米山町字桜岡今泉39番地２　米山今泉住宅１―16号
債務者　佐藤　辰也
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第２９１号
函館市富岡町１丁目48番24号
債務者　網野　誠吾
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３０４号
北海道上磯郡知内町字元町24番地12
債務者　手塚　友貴
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３０７号
函館市日吉町４丁目６番13号
債務者　齊藤満即子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第９１号
岐阜県安八郡安八町北今ヶ渕250番地　町営住宅17号室
債務者　藤岡美千代
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第９５号
岐阜県不破郡垂井町綾戸1202番地　パナハイツ綾戸Ｂ棟101号室、住民票上の住所岐阜県大垣市静里町1162番地８
債務者　田中　雅宏
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
和歌山県田辺市朝日ヶ丘22番51号
債務者　鈴木　浩子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第１１６０号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―11―408
債務者　岡野純恵こと　金　　純恵
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９７号
山口県宇部市大字妻崎開作762番地４アーバンウエストＡ棟101号、従前の住所山口県宇部市大字西岐波607番地９
債務者　田中　範雄
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第９８号
山口県宇部市大字妻崎開作762番地４アーバンウエストＡ棟101号、従前の住所山口県宇部市大字西岐波607番地９
債務者　田中　睦美
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１０４９号
埼玉県志木市本町２丁目９番25号
債務者　安田のぞみ
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２０５号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室4366番地２　リバティーハイツＡ201
債務者　黒澤　三郎
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２１４号
埼玉県川口市青木１丁目15番33号　高砂コーポ203号
債務者　井上マリアエレナこと　イノウエ　マリア　エレナ　ティンバル
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２２２号
埼玉県戸田市大字新曽1228番地の３　ノアメゾン戸田103号室
債務者　中村　　僚
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３６８号
埼玉県越谷市レイクタウン２丁目24番地16　レイクタウンダイサ101
債務者　吉田　達哉
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係